

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	壁面線による建築制限に係る建築許可	
根拠法令・条項	建築基準法第47条	
所 管 課	建 築 安 全 課	
審 査 基 準	本市には、建築基準法第46条に基づく壁面線の指定がなく、また、個々の建築物により、抵触する部分や事情が異なるため、一律基準を設けることは、許可制度の趣旨を損なうおそれがあるため、法の規定どおりとする。	
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 標準処理期間を設定できない理由	許可については60日を原則とする。